

クラブ活動補助について（令和7年度版）

1 クラブ概要について

- 当協会の登録クラブは「競技クラブ」と「市町クラブ」の2種類に区分されます。
競技クラブは競技種目ごとに1つ、市町クラブは各市町ごとに1つが原則です。
例えば競技クラブの場合、「聴覚障害者卓球クラブ」と「肢体不自由者卓球クラブ」等が個別に申請をして頂いても、卓球競技の「競技クラブ」は1つしか登録できません。
このような場合、複数クラブの連合体として「滋賀県障がい者卓球連盟」として登録するという方法がありますので、クラブ代表同士で相談して申請してください。
- 当協会の連絡は全て連絡担当者、通知・連絡先・住所に行います。
※ 日常的なクラブ窓口として連絡を取りやすい方をお願いします。また、申請・報告にかかるやり取りは基本的にメールで行いますので、極力「ワード・エクセル」が利用できるPC環境がある方をお願いします。

2 クラブ員名簿について

- 登録クラブについてはクラブ員全員(100%)が協会会員である必要があります。
ここでいう会員とは一般会費(1,000円)または社員会費(2,000円)を納めて頂いている個人のことを意味します。
そのためクラブ登録と同時に会員登録を行うことができますので、希望の場合は名簿の「追加会員」にチェックを入れ、人数分の会費を送金して下さい。

◆ クラブ会費および個人会費送金先

滋賀銀行 県庁支店 普通 530444

(社)滋賀県障害者スポーツ協会 事務局費

※ ATMやネット振込の場合、名義は「ジムキョク」のみで可能です。
※ 振込手数料はクラブ負担となります。
※ 当協会事務局(事務所)等での現金納付も可能です。

なお、名簿の追加会員欄のチェックのみで、その他名簿や会員登録書(個票)の送付は不要ですが、記載住所に会報・大会案内などを送付しますので、正確にご記入願います。

- クラブ会費(登録費)は人数に関わらず一律5,000円となります。

3 予算について

- 収入と支出を同額として下さい。なお前年度の残金がある場合は繰越金として収入費目に記載して下さい。
- 協会から各クラブへの補助額は、配分可能総額、前年度の実績・決算、今年度の計画・予算により異なります。
ただし、クラブ会費相当の5,000円は確保する予定ですので、予算上補助額は5,000円として一旦計上し、それ以外は自己財源等での運営を行ない、結果として配分額が多かった場合は、旅費の補助や物品整備等に使用して下さい。
- 予算書に対象外経費(食糧費等)があっても差し支えありませんが、当方で対象経費から除外しますので、ご理解下さい。

例					
収入			支出		
費目	金額	説明	費目	金額	説明
会費	50,000	1,000×50名	報償費	28,000	審判謝礼 5,000×2人=10,000 補助員謝礼 1,000×5人=5,000 参加賞 650×20人=13,000
補助金	5,000	県障スポ協会補助金	旅費	8,000	大会審判旅費 1,000×3回 補助員旅費 1,000×5人=5,000
参加料	30,000	クラブ大会参加料 500×20×3回	需用費	10,000	試合球代 5,000×2個
繰越金	21,000	前年度からの繰越金	役務費	16,000	案内通知 200×50通=10,000 保険 100×20×3回=6,000
自己負担金	55,000	クラブ登録費分 100×50名 スポ協正会費 1,000×50名	使用料	40,000	会場料 10,000×4回=40,000
合計	161,000		負担金	55,000	クラブ登録費 5,000 スポ協正会費 1,000×50名
			その他	4,000	予備費
			合計	161,000	

4 補助対象経費について

費目	内容
報償費	指導者・審判への謝礼、トロフィー・メダル代等 ※クラブ員(身内)への謝礼は対象外。
旅費	鉄道賃、路線バス代等
需用費	大会・練習用消耗品代 ※食糧品(飲料・弁当等)は補助対象外。
役務費	郵送料等、保険料、修理工賃等
使用料	会場使用料、通行料、バス借上料等
負担金	参加料、登録費、会費等 ※当協会クラブ会費(5,000円)は補助対象外

※ 平成26年度から費目がそれまでと一部変更になっておりますのでご注意ください。

5 支出証票について

- 決算時には支出を証明する証票(領収書の写し可)が必要です。
証票(領収書)がないものは、支出されてないものとして扱いますので、必ず領収書を添付して下さい。
- 公共交通機関の旅費については、別記様式第8号を利用して、領収書を作成して下さい。
- 領収書の金額内訳に対象外経費(食糧費等)がある場合は、その金額を除いた金額が対象となります。
- ※ 領収書の名義が空欄の物は有効な領収書となりません。また、名義がクラブ部員の個人名や配下クラブ・支部名になっているものは補助対象とはなりませんので、名義を書き直して頂いて下さい。
- ※ 提出は写しで結構ですが、領収書名義、金額、支払日、支出内容、店舗等の受け取り者名が全てわかるように、重ねずにコピーを取って下さい。また、クラブ内で用いている支出調書ごとコピーされている場合がありますが、当方で確認する際に金額を2重に計算するなど誤りの元になりますので、極力避けて下さい。
- ※ 登録クラブ員(身内)に対する謝礼や役員手当の領収書は補助対象となりません。また貴クラブ配下の組織や支部などに支払った経費も補助対象になりませんので、ご理解下さい。なお、一人あたり1日で10,000円を超える謝礼については、原則として税申告(源泉徴収)の対象となりますのでご注意下さい。

6 最低必要領収額について

クラブ補助金は対象額経費の30%が上限となっております。については交付を受けた補助金の3分の10以上の支出を証明する金額の領収書(有効な経費分)の写し実績報告時に必要ですので、ご理解下さい。

(例) 交付金が36,000円の場合 $36,000円 \div 3 \times 10 = 120,000円$
⇒ 120,000円以上の有効な経費の領収書が必要となります。

7 その他

- クラブ補助関係書式については <http://www.shigassk.net/syoshiki/> よりダウンロードしてご利用下さい。
- 申請・報告の期日が定められております。
協会からの通知文書の有無にかかわらず、各期日(申請:7月31日、実績報告:4月20日)までに申請および報告をお願いします。
なお交付申請について、期日までに書類の提出の無いクラブについては概算払いが出来ませんので、ご理解下さい。
- 不明点がある場合、使用する前にスポーツ協会までお問い合わせ下さい。